

令和元年6月3日

衛生委員会 委員長 甲斐 諭
事務局 庶務課

中村学園大学・中村学園大学短期大学部における受動喫煙防止対策の基本方針

中村学園大学・中村学園大学短期大学部（以下「本学」という。）は、「健康増進法」並びに「中村学園健康経営宣言」に則り、本学が未成年者の学生を含む多くの人が利用する教育研究機関であることを踏まえ、敷地内での望まない受動喫煙を防止し、学生、教職員及び来訪者の健康の保持増進並びに快適な構内環境の形成の促進を図るために、本学における受動喫煙防止対策の基本方針を下記のとおり定めます。

記

1 基本的な考え方

- (1) 本学の敷地内（屋内、屋外、車両内を含む）は、令和元年7月1日をもって、燃焼式たばこ、加熱式たばことともに全面禁煙とします。
- (2) 対象者は、本学の学生や教職員（非常勤講師を含む）のみならず、本学で開催する学会や講座等の参加者など、本学の敷地内に立ち入るすべての者とします。
- (3) 本学の敷地外（特に周辺の路上、店舗等）においても、周辺への迷惑となる喫煙を行わないよう受動喫煙防止に配慮します。
- (4) 本学の学生及び教職員の健康保持のために次の対策を講じます。

2 具体的対策

- (1) 令和元年7月1日の敷地内全面禁煙に合わせて、本学が指定している喫煙場所は、令和元年6月末までにすべて廃止します。
- (2) 喫煙場所の廃止に伴い、敷地内並びに敷地周辺での喫煙及び吸殻のポイ捨て等への対応として、衛生委員会や学生部等による巡回を定期的に実施します。
- (3) 本学における敷地内全面禁煙の実施に関して、本学のホームページ、ポータルサイト（UNIPA）、及びグループウェア（サイボウズ）への掲載・通知等の方法により、学内外に対して周知を行います。
- (4) 保健室は、本学の学生及び教職員である喫煙者に対して禁煙の相談等の支援を行います。

以上